

令和元年度 第1回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：令和元年7月8日（月）午後2時00分～午後3時20分
- 2、場 所：門真市役所本館4階 第10会議室
- 3、出席者：合田委員長、須河内副委員長、山元委員、足立委員、岩根委員、清水委員
- 4、事務局：こども部 内田部長、坂本次長
こども政策課 田代課長、楠本課長補佐、高橋主査、山本係員
保育幼稚園課 西川課長、大中課長補佐
子育て支援課 寺西課長
- 5、傍聴者：0名
- 6、議 題：1 （仮称）門真市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるこれまでの経緯について
2 「教育・保育提供区域」の設定について（案）
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策（案）について
4 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）について
5 今年度の施設整備について
6 その他

7、議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第1回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席者数は6名で、過半数の4名を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また、本日は傍聴者の方はおられません。続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

○配布資料の確認

（事務局）

また、本日の会議より、3名、新たに委員に就任いただいておりますので、ここでご紹介をさせていただきます。「子育て関係事業の実施に関係ある者」として、大阪ひがし幼稚園園長の足立喜美夫委員、「関係行政機関の職員」として、市立上野口保育園園長の岩根委員、市立砂子みなみこども園園長の清水委員に、新たに就任いただいております。各委員の皆様には、お手元の参考資料1として、委員名簿をお配りしておりますので、ご確認ください。

なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、部会長に一任したいと思います。

部会長、よろしくお願いいたします

(合田部会長)

年度も変わり第1回の会議ということで、新たに3名の委員を加えて活発な議論をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題1 (仮称) 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるこれまでの経緯について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題1につきまして、ご説明いたします。

年度が替わり、新しく委員となられた方もおられますので、子ども・子育て支援事業計画策定に係るこれまでの経緯について、簡単にご説明いたします。

資料はございませんが、平成27年3月に策定しました「門真市子ども・子育て支援事業計画」が、31年度で5カ年の計画期間を終了することに伴い、この計画を引継ぐ「(仮称) 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定のため、30年11月～12月にかけて、子育て世帯の市民の皆様方に対し、ニーズ調査を実施したところであります。

子ども・子育て支援事業計画では、基本方針において、一般的な計画内容のほかに、保育所・幼稚園などの幼児の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、ニーズ調査の結果を参考に、「量の見込み及び確保方策」を定めなければならないこととなっています。

「量の見込み」、「確保方策」というのを、簡単に申し上げますと、保育所や認定こども園に入りたいというお子さんが計画の5年間の各年度で何人いるのかということ算定した数が「量の見込み」であり、そのお子さんたちを受け入れ出来るように保育所や認定こども園の定員を何人分用意します、ということが「確保方策」であります。

現在、国の手引きに基づき、「量の見込み及び確保方策」の算出を進めているところでありますが、委員の皆様にはご意見を頂戴する必要があるため、議題2以降で引き続きご説明させていただきます。

「議題1」の説明につきましては、以上であります。

(合田部会長)

ただいま事務局より、「議題1 (仮称) 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるこれまでの経緯について」説明がありました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。新しい委員も何か質問があれば遠慮なくどうぞ。

特に意見がなければ次に、「議題2 「教育・保育提供区域」の設定について (案)」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題2につきまして、ご説明いたします。

資料1-1「(仮称) 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出と確保方策について」をご覧ください。

3ページの2「教育・保育提供区域について」では、先程簡単にご説明させていただきました「量の見込み」及び「確保方策」については、地理的条件、人口、交通事情等など

を考慮して、教育・保育提供区域の設定を行い、その区域ごとに設定する必要があります。

この「教育・保育提供区域」については、前回の計画策定時に国道163号線を境に南北に区割りした2区域と定めており、マンションが乱立するなどの大きな状況の変化等もないことから、第一期の計画からの経緯も踏まえて計画を進めていきたいため、本計画においても2区域と定めたいと考えております。

また、4ページでは、利用者支援事業等の「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」についても、先ほどと同様の理由から基本的には前回の計画と同様の設定にしたいと考えており、前回は延長保育事業を除き、全事業市内全域を区域として設定していました。

しかし、病児・病後児保育の提供区域について、担当部署と量の見込みの検討を行う中で、今後の事業展開を考えた際、北部・南部を考慮した実施を行う必要があるということで、「教育・保育」の提供区域と同様に2区域に設定することに変更したいと考えております。

「議題2」の説明につきましては、以上であります。

(合田部会長)

ただいま事務局より、「議題2「教育・保育提供区域」の設定について(案)」説明がありました。ただいまの説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。

確認ですが、従来通り163号線で南北に分ける区域とし、新しく病児・病後児保育が今回2区域に分けるということでよいのでしょうか。

(事務局)

そうなります。

(足立委員)

5ページですが、南北それぞれの人数の推移は分からないのですか。

(事務局)

資料では全域分だけですが、手元の資料では人数として南北あまり変わりはなく、今年度の0歳児でいえば北部で377人、南部351人、0～5歳児合計では北部が2,316人、南部が2,180人と概ね人口の区分として同じ程度となっています。

(合田部会長)

足立委員、いかがでしょうか。

(足立委員)

わかりました。ありがとうございます。

(合田部会長)

では、他に何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。でしたら、他にご意見がないようですので、次に、「議題3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策(案)について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題3につきまして、ご説明いたします。

引き続き、資料1-1の7ページ、「量の見込みの算出にあたっての考え方について」をご覧ください。

量の見込みについては、国の手引きに基づき、事業ごとにニーズ調査からの算出方法が、算出の一例として定められています。全事業に共通の基本的な算出の方法としては、6 ページに記載しておりますので、必要があるときにご覧願います。

しかしながら、国の手引きに沿って算出した量の見込みは、あくまでも理論値であるため実態と比べて乖離している場合があります。

そのため、各事業の量の見込みについては、国の手引きに基づく算出を基本としつつ、実態にそぐわない場合は別の独自の算出方法で算出するか、あるいは算出した量の見込みを様々な条件で補正して算出することになります。

続きまして、資料1-2「幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策について（案）」をご覧ください。

こちらの資料は、計画期間である2020年（令和2年）から2024年（令和6年）の幼児教育・保育の量の見込みと確保方策として、現在の各施設類型の利用定員数について、記載しております。

こちらの量の見込みは、国の手引きに基づき算出しており、令和2年度分に置きましては、①児童数と書いている欄は、推計児童数、②量の見込みはニーズ調査から算出したニーズ量、③確保方策については、本年度末時点の利用定員数であります。

これまで第一期の計画に基づいて施設整備を進めてまいりましたので、全体的には、既にニーズ量を確保量が上回っている形になっております。

過不足数の欄をご覧くださいますと、マイナスが不足数、プラスが余剰数ということになり、北部は量の見込みを満たす確保方策が既に確保されていることになります。

同様に南部の過不足数の欄をご覧くださいますと、2号にマイナスが出ております。

これは、本来的な話では、不足を満たすための整備が必要ということになります。

しかしながら、全体の過不足欄をご覧くださいますと、北部に余剰があるため、過不足数は0になっております。また、1枚めくっていただいた、令和4年の南部の欄をご覧くださいますと、推計児童数の減少により、プラス8に変わっております。

つまり、この量の見込みでは、令和2年度の南部の2号のみ、一時的に不足が発生する可能性があります。区域全体で見れば不足は無く、また、年度で見れば令和4年度には不足は解消することとなっております。

それ以外の部分は、すべて量の見込みを満たす確保量があります。

以上を踏まえて、本資料の表紙の裏に戻っていただきまして、「幼児期の教育・保育にかかる確保方策の方向性」をご覧ください。

「基本的な考え方」として、幼児期の教育・保育については無償化など、今後も状況の変化が見込まれることから、5年間の計画を策定する一方で、状況に合わせて対応を行っていく必要があります。また、中間年度である令和4年度には、計画内容の見直しを行ってまいります。

その下、「幼児期の教育・保育の確保方策にかかる方向性」についてであります。第1期計画に基づき、積極的な施設整備を進めてきた結果、既存の施設で幼児期の教育・保育のニーズを満たすことができると考えられます。

この結果を受けて、今後の定員拡充については、一旦様子を見ることとし、本計画に

おける児童数の推計やニーズ量についても、情勢の変化に合わせて実態と合わなくなることが十分に想定されることから、中間年度を目途に新たな施設整備の必要性等について、判断を行うことと定めたいと考えております。

5年目の令和6年度では、全ての過不足数の欄が、子どもの数に対して定員が上回る状態となっており、供給過剰が心配される状況でもあります。計画上の数字としては最も過剰供給となる1～2歳でも、定員の充足率は77%と、年度途中の待機児童の解消を考えれば必要数であると思われます。

しかしながら、先ほど方向性の欄でお伝えしましたとおり、状況に合わせた柔軟な対応を行う必要がありますので、今後の動向を注視してまいります。

議題3の説明につきましては以上であります。

(合田部会長)

ただいま事務局より、「議題3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策（案）について」説明がありました。ただいまの説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。

確認ですが、令和2年度については、南部では不足数が出てくるが、北部と相殺され全体では充足されるということで良いのでしょうか。

(事務局)

そうなります。

(合田部会長)

よろしいでしょうか。来年度から5年間の量の見込みと確保方策ということでしたが。

(須河内副部会長)

来年南部に2号51名不足が出るということで、不足する分は相殺すればゼロになるのですが、具体的にはどのような対応をするのか、案があるのでしょうか。

(事務局)

定員数での量の見込みを記載していますので、仮にこの通り不足が出た場合は認定こども園や保育所等での一時的な弾力化などの対応で賄える数字なので、どうしても不足が出た際にはそのように対応します。

(須河内副部会長)

基本的には51人が最大で現実的にはそれ以下におそらく収まるだろうということですか。

(事務局)

こちらのニーズ量としての量の見込みをどう考えるかというところですが、現状を見る限りでは、ニーズ調査であがってきたニーズ量を上回る申し込みがあるというのは少し考えづらく、一番大きい数として予測されるこの数を見込みとして考えています。

(須河内副部会長)

令和2年で対応ができれば、令和3年では24人ですから、こちらは間違いなく対応が可能だろうということですね。わかりました。ありがとうございます。

(合田部会長)

ありがとうございました。でしたら、他にございますでしょうか。

(山元委員)

表のなかで2号が更に「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と「それ以外」の2つのタイプに分かれています、分けている理由があるのですか。これまでこうした形ではなかったと思いますが。

(事務局)

こちらにつきましては、今年度の新しい計画から国の手引き上、幼児期の学校教育の利用希望が強いものとして、ニーズ調査の内容から、2号に該当する子どものなかでも保護者の希望として教育ニーズが強く、仮に保育所が空いていても幼稚園や認定こども園を希望するケースを別に数を算出するようになっているため、そこらには、ニーズ量として分けて算出した数を記載しています。そのお子さんについての確保方策としましては、認定こども園が本市では定員数がかなりあるため、幼児期の学校教育の利用希望が強い方については、認定こども園での確保方策として対応することとしております。そのため、表を見ていただきますと、学校教育の利用希望が強い者の欄につきましてはその右側の「それ以外」の欄に比べまして、「保育所」の部分に網掛けをしまして、こちらのお子さんにつきましては、保育所での確保方策ではだめだという考え方を国から示されている形です。

(合田部会長)

今回から国よりこのようにする様式になったということですね。

(足立委員)

認定こども園の北部420や南部622というのはどう分けたのですか。

(事務局)

市内で運営している認定こども園の利用定員数を立地場所で南北に区分けし、定員数を合計したものとなります。こちらに記載させていただいている確保方策の数については、今年度末の予定の数として、北部、南部のどちらに所在するかで区分して、定員数を足し合わせたものになっています。

(合田部会長)

足立委員、よろしいでしょうか。

(足立委員)

わかったような、わからないような、ですね。というのは、この420や164はどこからきているのですか。

(事務局)

表自体が見づらいということですね。この表の②の量の見込みのところまでが、これだけのお子さんがおそらくは幼児教育・保育施設に入りたいであろうと、こちらがニーズ量として見込んでいる数でして、先ほど、おっしゃっていただいた数については、2号としてどこかの施設に入りたいと申し込みがあるであろうという児童数の推定になっています。その下の③の確保方策となっている欄からにつきましては、実際に本市内で経営していただいています保育所、認定こども園等の定員数を単純に足し合わせて、この数までの子どもであれば、今すでにある数で受け入れが可能であるという意味で、確保方策の欄に記載しています。そして、こちらが見込んでいる②の量の見込みと、③の

今すでにあるもしくは今年度中に整備を行う施設での定員を比較して、過不足数の欄に、定員の方が多いのか、見込んでいるニーズの方が高いのか、記載しています。

(合田部会長)

量の見込みと確保方策は分けて考えてくださいということですね。

(事務局)

そうですね。②と③は別々のものとして考えていただき、それを比較したときにどうかということが、一番下の欄に記載しています。

(足立委員)

そういうことですね。わかりました。

(合田部会長)

ありがとうございました。では他に、ご質問等ございませんでしょうか。なければ、次に、「議題4 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題4につきまして、ご説明いたします。

資料1-3「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について（案）」をご覧ください。

こちらは、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」について、それぞれ算出の方法と見込み数を掲載しております。

各事業について、幼児教育・保育の量の見込みと同様に、量の見込み及び確保方策を記載する必要がありますが、地域子ども・子育て支援事業については、実態と乖離した量の見込みが算出される場合が多く、先程、議題3でご説明しましたとおり、実態にそぐわない場合は別の独自の算出方法で算出するか、あるいは算出した量の見込みを様々な条件で補正して算出することになります。

各事業について、担当部署と調整の上、量の見込みの算出案を掲載しています。

現在、病児・病後児保育事業についてのみ、担当部署とこの量の見込み及び確保方策をどのように設定するかを検討している途中ではありますが、その他の事業については、担当部署と十分調整の上、各事業の量の見込み及び確保方策を案として記載させて頂いており、本日、各事業の個別説明は省略させていただきますが、基本的には、これまでの事業実績をベースに算出し、児童推計が子どもの数が減少していく見込みになっておりますので、量の見込みも減少していきませんが、そこに担当部署と調整の上、利用率の伸び等を勘案して設定しております。

議題4の説明につきましては以上であります。

(合田部会長)

ただいま事務局より、「議題4 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）について」説明がありました。ただいまの説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。

確認ですが、12ページのところで、北部、例えば2020年、見込みの算出結果が1,106人と数字が大きいにも関わらず、実際の受け入れ定員が6人と桁が違います。これはあく

までも先ほど説明にありましたように、今後調整していくということですが、同じように、1から9の事業の中で、乖離している事業については、是正されているという見方で良いのですか。

(事務局)

この表の見方としては、今、部会長が言っていた内容とは少し異なりまして、この表では乖離している数字は省いており、実際に担当課と調整した見込みのみを掲載しています。指摘の12ページでいえば、担当課と調整の上、これくらいの利用の見込みがあるだろうというのが1,106で、それを年間通して満たすための定員数が6人ということですので、かい離して算出された数が1,106ということではありません。

それぞれの事業について、ほとんどにおいて実態とは乖離した結果が出たため、それについては省き、独自に算出した結果のみ掲載しています。例を挙げますと、ファミリー・サポート・センター事業などは国の算出方法では該当する回答者が0名であったため、見込みとしては0となりますが、担当課と調整し、例年の利用実績等から設定しています。他の事業についても概ね似たような経緯の調整を経た結果を記載しています。

(合田部会長)

わかりました。ありがとうございます。他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(山元委員)

病児・病後児保育ですが、2020年の北部で予想が1,106人ということだと思いましたが、ファミリー・サポート・センター事業の方ではこれまでの利用実績も記載されていたと思います。病児・病後児保育に実績値がないのは何故なのでしょう。

利用したいと申請した数と、実際その人たちの何割が利用しているのかなどのデータはありますか。

(事務局)

病児・病後児保育はまだ担当課と調整中で、その調整の中で、利用実績の記載が漏れてしまっています。実際の利用実績としては病児・病後児の合計で、30年度については、病児保育をしているティークルが休業されたこともあり、29年度について言いますと、884人の年間延べ利用人数でした。28年では743人です。今ご覧いただいた資料では、病児・病後児と分けて記載していますが、先ほど申し上げた実績につきましては、病児・病後児と合わせてその数になっています。

(足立委員)

ニーズ調査結果の37ページに「病気で幼稚園や保育所等を利用できなかったり、小学校を休まなければならなかった場合の対処方法」という項目がありますが、「保育所や病院に併設する病気の子どものための保育施設を利用した」が8.8%です。これが884人ということですか。

(事務局)

いえ、そのニーズ調査から算出すると2020年度だと3,651人利用ニーズがあるということになるのですが、実際に利用された数は先ほどの884人や743人ですので、実際の利用とニーズ調査の結果から算出した量の見込みが異なってきます。このようなかい離が生じた場合、どのように算出するか、量の見込みをニーズ調査結果から算出したものをそ

のまま使用するのか、あるいは違う形で算出するのかを担当課と調整しながら決定しています。ですので、足立委員がおっしゃっていただいたニーズ調査の結果をそのまま使用すると、量の見込みとしては3,651となります。

(合田部会長)

山元委員は、先ほどのご質問についてはこれで了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(山元委員)

はい。

(合田部会長)

足立委員はよろしいでしょうか。

(足立委員)

わかったような、わからないような、状況ですね。

(事務局)

もちろん、足立委員がおっしゃったように、どれくらい利用されたいかという数を算出するために、ニーズ調査を行っているところでして、本来であれば、委員がおっしゃった設問を基に、何日の利用があるかを見込むのですが、実際には、質問の設定の仕方にも問題がありまして、利用したいかということ聞いて、実際の利用だけではなくて、利用したいという方のニーズも合わせたものとなっています。

(足立委員)

親としては利用したくないでしょう。絶対仕事を休むのではないですか。

(山元委員)

保護者の立場でお話をさせていただくと、そもそも南北1か所ずつと数が少ないです。もしそこで100人くらい受け入れ可能で絶対預かってもらえるなら利用しようと思います。離れた場所まで預けに行ったり、実際に預かってもらえるか不確定であったりするくらいなら、仕事を休んだ方が子どもにとっても楽だろうと思ってしまうので、本来であればもっと預けやすい環境をつくってもらえるにこしたことはないでしょう。かかりつけと言われる病院で必ず預かってもらえるようにしていただけるにこしたことはないのですが、そういうのは、医療機関のご都合があると思いますので、そこまで無理は言えないとも思います。ですので、最終的には、夫婦のどちらかが仕事を休んだ方が子どもに負担をかけなくて良いよね、となります。逆に、お医者様が家に診に来て下さるとかいうのであれば、それはそれでありがたい話かとは思いますが、それは難しいことだとは思いますが。

でも、過去の利用実績が29年度で884人年間利用があったということは、1日2人は必ず利用があったということなので、必要な施設なので、施設としての在り方を根本的に検討していただければもっと使いやすくなるのではと思います。

(事務局)

補足すると、北が病児保育、南が病後児保育となっており、実際の利用は29年度で病児保育が860人、病後児保育は24人の合計で884人になっております。病児保育を使って、熱が下がった後に、病後児を利用するという流れがあるのですが、エリアが離れている

こともあり、病児保育の後に病後児保育への流れとして実績がつながっていません。

また、病児保育は定員5人で行っていますが、年間平均すれば1日2人ですが、実際はインフルエンザ流行時期に利用が集中し、定員を超える申し込みによりキャンセルが発生するなど利用に至っていないケースもあるため整備を進めたいと思いますが、実際整備し受け入れ体制を取っても安定的に利用者があるわけではないため、とはいっても、施設も受け入れることのできるだけの保育士などを雇用する必要性があり、その辺りの課題があります。

門真市としては、資料にもありますように、利用実績にお断りした数とキャンセル数を合計し算出した結果から、北部の人も南部の人もそれぞれで利用しやすくなるように病児と病後児で分けて南北で、ニーズと定員を設定しているところです。

必要な定員数は実際に実施する事業者とも打ち合わせながらどの程度になるのか調整する作業を進めている最中です。

(足立委員)

北部は確か、以前からあったところが再開されるのですよね。

(事務局)

そうですね。この7月中旬から再開予定です。

(足立委員)

南部は、これも医療機関になるのですか。

(事務局)

南部は、認定こども園の智鳥保育園が併設で病後児保育をしております、定員は2名です。

(足立委員)

医療機関で、保育士を雇うことで、そういう医療行為をしていただけないのですか。

(事務局)

医療行為自体は診療所の方でしていただいて、病気の子どもさんを、併設した保育室でみるということになります。

(足立委員)

そういうことは、医療機関ではできないのですか。南部は、病後児でないといけないのですよね。

(事務局)

いえ、南部でも病児、病後児をつくっていく、というのが今回の計画で、初めてお示ししています。当初の計画では、南部北部のエリアを指定せずに、病児・病後児保育室としてあればいいとして、量の見込みと確保量として計算していたのですが。

(足立委員)

では、病児の場合でも、南部でも見てもらえるのですね。

(事務局)

新しく、病児として南部にあればいいとして必要な定員数と確保量を、これから検討していくということです。ただ、計画上の話なので、実際にどこまで開設できるかというのは、これからの話にはなりますが。市の計画としては、北部に何人の定員の施設、

南部に何人の定員の施設ということで、計画を立てようというのが、二期の計画での話になります。

(山元委員)

病児・病後児保育というのは、他市でもあるのですか。

(事務局)

ありますが、病児だけや病後児だけなど市によって異なっています。

(山元委員)

他市ではうまく機能しているのですか。

(事務局)

市にもよりますが、どこの事業者も赤字経営になるケースが多いようです。

(合田部会長)

当事者としての子どもが病気の際の心情や訴えについても意見をいただけたと思いますので、事務局としてもなるべく勘案していただければと思います。足立委員はよろしいでしょうか。

(足立委員)

双方の立場になって考えているのですが、本当は親が見る方が良いのにな、とか、でもやはり家庭によっては、見てもらわなければならないのだろうと考えると、これで足りるのだろうか、とかね。

(須河内副部会長)

第1期計画時でもまったく同じ話が出て議論になりましたが、現実に対応が非常に難しいということで、全域で1施設を整備することとなりました。その最大の理由がやはり事業者の赤字経営であり、それゆえなかなか引き受け手もないという状況です。もう少し気軽に利用できるようになれば、潜在的ニーズはあると思いますので経営的にも問題なく運営できるのではないかと予測されます。しかし、現実的に今回のニーズ調査を上回るキャパシティまで整備できるかという、そこは踏み込めないというのが現状でしょう。

そうした背景から考えると、第2期になり2区域で1施設ずつ整備されたことは一歩前進と解釈しています。

(山元委員)

数が増えたからと言って、公園に遊びに行くように、できたから預けたら良いと、預けられる保護者はほとんどいないと思います。ただ、もう少し身近で利用できれば本当に困った人にはありがたいと思います。

(足立委員)

人の命を預かるので、赤字で経営するようには言えない部分なので、しっかり市が補助していただかなければと思いますが。

(事務局)

実際赤字経営が多いこともあり、国の補助事業として年々単価を上げたり加算をつけているのですが、ただまだ厳しいようです。

今回南北に整備することで、使いやすくなり利用が促進されれば経営的にも安定する

かもしれません。

(足立委員)

それは、利用者が少ないから、運営が難しくなるということですか。

(事務局)

そうですね。補助金も、基本の額プラス、利用実績に応じた積み上げの分があります。

(足立委員)

もちろん、実費負担があるのですよね。

(事務局)

はい。1日2,000円利用料を取っていきまして、その利用料プラス、市からの補助金で運営しています。その利用に応じた部分が、かなりの収入源になっていますので、利用者が増えると、運営が安定してくる。その中で、南北に分けることで利用しやすくなれば、今まで利用していなかった方が利用することで、運営も安定してくるのではないかと思います。

(足立委員)

利用者がなくても、月々安定的な補助はされているのですか。

(事務局)

補助金の基本の額はありますが、設定した定員に応じた保育士は日々雇用されていますので、その人件費の分が、利用者が少なければ、赤字になっていく大きな要因になっています。

(足立委員)

その保育士を確保する人件費全部は補助してもらっていないということですね。

(事務局)

利用実績が少なければまかないきれない状況があります。その利用者を増やすために、より利用しやすいエリアでの整備ができれば、利用者が増えていくのでは、というのがあります。

(足立委員)

何か、発想が逆のような気がするのですが。やはり、安定して運営できるから、利用者も安心して預けられるのだと思います。

(合田部会長)

このような議論をすることで、少なくとも、前向きに色々と考えていける土壌ができるのではないかと思います。ご意見色々ありがとうございました。では、他にご意見等よろしいでしょうか。他にご意見がないようですので、次に、「議題5 今年度の施設整備について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題5につきまして、ご説明いたします。

「資料2 今年度の施設整備」をご覧ください。

「今年度の施設整備」として、第1期の子ども・子育て支援事業計画に基づく、定員拡充の現在の進捗状況や、31年3、4月時点の現状等を考慮した上で、今年度の施設整

備の方向性についてお示ししております。

まず、「1. これまでの計画の進捗状況について」では、第1期子ども・子育て支援事業計画の平成31年度（令和元年度）の見込み数と実績確保数を比較した表になります。

これまで、現計画に基づき、施設整備を進めてまいりましたが、計画の進捗状況としては、上の「北部」の表の1、2歳の過不足数の欄をご確認いただきますと、マイナス32となっており、北部の1、2歳のみ、32人のマイナスが生じる見込みとなっております。現在、北部に関しましては1園、既存事業者による新規の小規模保育事業所を開設予定としていますが、この不足を解消するためには、計画上だけで考えますと、この1園以外に、さらに、本年度の整備予定として小規模保育事業所2～3園の整備が必要な状態となっております。

しかしながら、次の「2. 計画上の見込みと平成31年度（令和元年度）4月時点の状況について」では、現計画上の数と、平成31年度4月時点での現状を比較しております。

①につきましては、平成29年から31年度の4月1日時点の児童数と、計画上の推計児童数をお示ししております。平成31年度（令和元年度）の児童数と、平成31年度の計画上の児童数を比べていただきますとわかりますとおり、計画で想定していた児童数を下回って、年々減少していることがわかります。また、②のとおり、計画での見込み数と支給認定者数の実績値を比較しますと、計画で想定していた数よりも、実績値が少なく、計画とのかい離が生じている状況となっております。

そして、最後、裏面になりますが、「3小規模保育事業所の入所状況について」では、平成31年3月1日時点におきましては、小規模保育事業所の入所率は90%となっており、平成31年4月1日時点の速報値では、待機児童は発生しておりません。

しかしながら、現在、定員を上回り子どもの受け入れを行う、いわゆる弾力化を行っている施設があることから、その弾力化を解消していく必要があります。

そのような中で、今年度途中に新たに認定こども園が1園開園、また、現在整備途中の小規模保育事業所2園が、今年度中に開園予定であり、これら施設による更なる定員確保が見込まれている状態であることから、年度途中における新規入園申込みにも対応可能な保育定員数を確保できる見込みとなっております。

四角囲みの部分に記載していますが、以上1～3より、現在の計画上の数字だけで考えますと、定員に不足が生じており、更なる整備が必要な状態となっておりますが、平成31年3、4月時点の利用者数の状況や、年度途中の保育定員数、待機児童の解消見込みを鑑みまして、「1」でお示ししました、新規小規模保育事業所2～3園の施設整備は行わないこととし、現計画に基づく定員拡充は、現在進めている小規模保育事業所2園の整備を持って終了し、今後に関しましては、状況に応じて検討していくこととさせていただきます。

「議題5」の説明につきましては、以上であります。

（合田部会長）

ただいま事務局より、「議題5 今年度の施設整備について」説明がありました。ただいまの説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。

（足立委員）

守口市の無償化により門真市の園児が守口市に流れているとよく耳にしますがどのようなのでしょうか。門真市の将来をどう考えていくのか、門真市も市長が無償化の拡充を行いましたが、その本質、志は何であったのかという部分があると思います。量も重要ですが質をどう考えていくのか見えないので、そのあたりの理念をどう考えているのかという根本が重要ではないでしょうか。

(事務局)

守口市の無償化の影響がどこまで門真市に出ているのか詳しい分析はまだできていません。ただ、実際に守口市の人口増の結果は出ているのでその影響はあるものと思います。

門真市におきましては、本日ご説明した通り、計画上も乖離が出つつあることや、市長もふれている通り人口バランスの改善に向けて子育て世代の流入を目指し、5歳から無償化の拡充や、こども医療費助成を18歳まで拡大したりと、対応して進めているところ です。

本市の教育・保育の質については当然向上に向けて取り組んでいますので、重要なこととして計画の中でもふまえながら検討していきます。

(足立委員)

門真市の無償化した貴重な財源を、子ども・子育ての支援へとしっかり活かしてほしいと思います。

(事務局)

本市としましても、市の中で、財源を先行投資としていただいている部分もありますので、理想は子どものために活用したいとは思いますが、市としてどう動いていくかというところがありますので、市の中で検討して進めてまいりたいと思います。

(足立委員)

市にはぜひ頑張っていただきたいと思います。

(須河内副部長)

待機児童が門真市にはいませんというアピールの仕方や、無償化もしていますといったアピールを行えば、守口市ほどではなくても、子育てしやすい町、住みやすい町として認識され、人口流入を狙っていける。すると、無償化のために先行投資した税金1億も有効に活かすことができたという話になるのだと思います。しかし、10月から全国的に無償化がはじまっていくなかで、おそらくそういった待機児童ゼロや無償化という施策は全国一律のものとなってくるので、施策そのものを次のステップに切り替えていく時期がきていると思います。このことは何年後かではなく、この10月からはじまります。量は確保され無償化も行った、では次は何かというと、いよいよ質が問われていくことになると思います。したがって、利用者にとって分かりやすい保育の質というものを門真市はどうか考えているのか、ということをアピールしていく必要があるでしょう。それは、あまり悠長なことを言っていられないスパンの中で考えていかざるを得ないのかなと思います。

先行投資で何億円か投じている以上、より有効に使っていくためにも質の問題についてどこかで議論していかなければならないと思います。

(事務局)

質の向上については、待機児童が解消されてきたこともあり進めていかなければならないと思いますので検討を行いたいと思います。

(合田部会長)

他にご意見がないようですので、最後に、「議題6 その他」として、事務局より何かありますでしょうか。

(事務局)

今後の予定についてお知らせいたします。

次回に関しましては、7月31日(水)の午後2時から、文化会館1階のホールにて、子ども・子育て会議の開催を予定しております。議題といたしましては、本日ご審議いただきました、(仮称)門真市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる議題等が議題となる予定としております。

今後の予定につきましては、以上でございます。

(合田部会長)

ただいま事務局の説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「令和元年度第1回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会」を終了いたします。皆様ありがとうございました。

(以上)